

## 〔事案 26-112〕 契約無効請求

・平成 27 年 5 月 26 日 和解成立

### <事案の概要>

契約時に、募集人に説明不足があったことを理由に、契約を無効として既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

平成 26 年 2 月に契約した通増終身保険について、以下の理由により契約を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 募集人には定期預金をまとめることを希望し、提示された各書類は、定期預金の手続きのために必要な書類であると認識しており、生命保険契約の締結意思はなかった。
- (2) 契約申込書の「お勤め先名」は、実際の屋号と異なり、自分の筆跡とも異なるため、契約申込書は偽造されており、全体として契約は無効である。

### <保険会社の主張>

募集時、募集人は、設計書やパンフレット等を使用して適切に説明しており、申立人はこれを了解したうえで、契約申込書等に署名捺印していることから、申立人の請求に応じることはできない。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集時の説明内容、契約に至るまでの経緯の中で募集人に説明不十分な点があったかどうか等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、契約の無効（既払込保険料の返還）は認められないが、以下のとおり、加入時の説明が不十分であったことが認められるので、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、業務規程第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示しその受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

- (1) 申立人は契約時高齢であり、募集人は通常以上に注意して理解しやすい説明を行う必要があった。しかしながら、申立人も同席はしていたが、主として申立人の配偶者に対し説明している。また、募集代理店内部の高齢者ルールに反し、2 人で募集すべきところ 1 人で行っている。さらに、注意喚起情報、「金融商品のご提案にあたって」と題する書面も契約申込書の作成後に交付しただけであり、読むように促したり、口頭で説明したりしていないことを募集人が認めている。加えて、募集人は、契約申込書の勤務先欄は申立人が記載したと主張するが、簡易鑑定結果によれば、申立人の筆跡であることは否定されており、申立人以外の者が記載した可能性が高い。以上のとおり、募集行為の不適切さが認められ、これらが申立人の錯誤を誘発した可能性がある。
- (2) 申立人が募集人と面談した理由は、複数の定期預金をまとめるためであったことには争いが無い。申立人夫婦は、当該定期預金を当分使う予定がないと述べたが、本契約の解約返戻金が既払込保険料を超えるのは、8 年後、申立人が 84 歳になったときである。相続税対策でもない限り、当該年齢の者に適当な契約であるとは言えず、契約を締結するにあつ

ては、十分な意向を確かめる必要があったが、申立人自身に確認した形跡はない。

<参考>

○契約の無効（既払込保険料の返還）が認められない理由は、以下のとおり。

- (1) 申立人の主張の法的意味は、要素の錯誤による無効、または詐欺による取消し、文書偽造による契約の不存在であると判断する。
- (2) 申立人は、本契約が生命保険契約ではなく、定期預金と思ったと主張し、これが事実であれば要素の錯誤となり契約は無効となる。募集人が申立人に対し、生命保険契約の説明を行ったか否かについては争いがあるが、契約申込書の署名欄のすぐ上には、生命保険会社名と生命保険種類の記載があり、申立人が署名押印、あるいは署名をした「金融商品のご提案にあたって」「意向確認書」と題する書面にも、生命保険であることが明記されている。したがって、申込みにあたり、わずかな注意を払えば、本契約が生命保険であることがわかるため、申立人には錯誤をするにあたり重大な過失があり、錯誤による契約の無効を主張することはできない。
- (3) 申立人の主張によっても、事情聴取の結果によっても、募集人が故意に欺罔行為を行った事実は認められず、詐欺による契約の取消しは認められない。
- (4) 申立人は、契約申込書における勤務先欄について、偽造されたと主張するが、仮にこの部分に偽造があったとしても、契約の効力には影響はなく、契約申込書の偽造による契約の不成立の主張は認められない。